

# 洋光台第二小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成30年2月28日  
(令和6年3月改定)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

- いじめは「どのクラス」「どの子ども」にも起こりうるものである。
- あらゆる教育活動を通じて、「誰もが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりをめざす。
- 子どもが主体となり「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育むために、子どもの発達段階に応じて、いじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。
- 「いじめを絶対に許さない」「いじめられている子どもを守り抜く」という基本姿勢のもと、いじめの把握に努め、組織的に取り組む。
- 全職員が「いじめの定義」「いじめ防止等に向けての 横浜市 基本理念」を理解し、いじめに対して毅然とした指導を行う。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 委員会の構成員



## (2) 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」は常設とし、月1回以上定期的に開催する。
- 「学校いじめ防止対策委員会」はいじめの疑いがあった段階で、直ちに開催する。
- 学校責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## (3) 委員会の活動内容

### ○未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、並びに情報共有。
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した時には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聞き取り調査、アンケート調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

### ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ基本方針のPDCAサイクルによる見直し。

## 3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

- ① 「学校のきまり」や「洋二小スタンダード」をもとに学校生活のルールを守り、気持ちよく生活できる雰囲気各学級・各学年に作る。
- ② 全職員が児童にとってわかりやすい授業を心がけ、ひとりひとりが自己充足感の持てる学習になるように努力する。
- ③ 朝のあいさつ運動や朝会での全職員による指導や靴箱・傘立て・ロッカーの整理整頓など学校全体の落ち着いた環境を整える。
- ④ スクールカウンセラー、SSW、療育センター等と連携して児童理解を深める。
- ⑤ たてわり活動やY S F・HMF等の体験活動を重視する。
- ⑥ 学校説明会や懇談会等で保護者へのいじめに対する学校の取り組みを紹介し、協力を求める。
- ⑦ 朝会や人権週間等で全児童がいじめについて考える機会を意図的に作る。

### (2) いじめの早期発見

- ① 各担任、専任は児童・保護者からいじめ事案の相談があれば最優先に対応する。
- ② 各児童の情報を学年研等で出し合い、学年で共有化して日々の児童の様子を見取る。
- ③ 年間に2回のアンケート調査をする。（記名式と無記名式の1回ずつ）
- ④ 各クラスで担任と児童との面談を行い、児童が小さなことでも気になることや悩みを伝えられる機会を作る。
- ⑤ 上記の対応で、いじめに関わる事案、いじめにつながると思われる状況があればすぐに同学年、専任、管理職に相談する。

### (3) いじめに対する処置

- ① 該当児童の学級担任、同学年担任、専任、管理職で認知したいじめ事案の状況を共有し、対応策を立てる。
- ② 職員会議、職員打ち合わせ等を利用して全職員でいじめ事案の状況や対応策を共有し、それぞれの立場でやるべきことを明確にする。
- ③ いじめ事案に対しては毅然とした指導を行う。毅然とした指導とはその場で又はその日のうちに指導すること、関係保護者に連絡することである。
- ④ 必要に応じて磯子警察スクールサポーター・生活安全課と情報を共有し、連携して対応する。

### (4) いじめの解消

#### ○いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

#### 《いじめ解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### ○いじめの解消に至るまでの支援等

- ・事案対応の後も加害児童・被害児童への事後指導、継続観察、組織的対応、心理面へのケアを状況に応じて続ける。
- ・いじめの行為が再発しないよう、状況把握が途切れないように組織的な対応を続ける。
- ・スクールカウンセラーをはじめ、専門機関との連携により児童、保護者の内面的な状況把握とケアを続ける。
- ・いじめが解消されるまで、関係職員との情報共有を継続する。

### (5) 教職員等への研修

- ① 春季休業・夏季休業にいじめ事案およびいじめに関連した児童指導研修を行う。
- ② 職員打ち合わせで各クラス、学年の情報を積極的に報告し、全職員で共有する。
- ③ 人権研修をはじめ、いじめ関連の研修の内容を全職員で共有していく。

### (6) 学校・地域との懇談会等の活用

- ・三校合同学校運営協議会、学校家庭地域連絡協議会、学級懇談会などを活用し、アンケート調査の結果やいじめ問題、学校が抱える課題を共有し、保護者や地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

### (7) 年間計画

月	児童・学校	保護者・地域
4	児童指導・児童理解研修 児童引継ぎ・情報交換 『洋光台第二小学校いじめ防止基本方針』の職員共通理解	入学式 懇談会
5	たてわり全校遠足（予定） いじめ早期発見のための生活アンケート・児童との面談①	教育面談 授業参観 学家地連 学校運営協議会
6	YPアセスメント① 支援検討会 小中ブロック子ども会議	土曜参観 学校説明会
7	サイバー教室 いじめ未然防止研修（校内）	教育面談
8	児童指導研修 地域パトロール 横浜子ども会議 『洋光台第二小学校いじめ防止基本方針』中間の点検・見直し	
9	YSF練習開始	懇談会
10	YSF（運動会） YPアセスメント② 支援検討会	
11	HMF練習開始 いじめ早期発見のための生活アンケート・児童との面談②	学校運営協議会
12	人権週間 HMF（音楽会） 地域パトロール	教育面談
1	幼稚園・保育園訪問開始（引継ぎ）	土曜参観
2	6年生中学校引き継ぎ 『洋光台第二小学校いじめ防止基本方針』点検・見直し	入学説明会・懇談会 学校運営協議会
3	新年度学級編成 進級学年引き継ぎ	

全職員情報共有・いじめ認知・支援方針確認  
学校いじめ防止対策委員会（月一回・随時）

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項における、いじめの重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

#### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告する。  
また、必要に応じて専門機関や警察等の関係機関へ通報を行い、支援を要請する。

#### (2) 重大事態の調査

教育委員会と協議の上、いじめ防止対策委員会を中心に当該事案に対処する組織を設置する。この組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施し事案への対処および再発防止を図る。

#### (3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童・保護者に対して明らかになった事実関係その他必要な情報を適切に提供する。これらの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

#### (4) 該当児童への心のケア

いじめを受けた児童への心のケアを適切に行う。横浜市教育委員会、磯子区役所・子ども家庭支援相談課、神奈川県警少年相談保護センター等と連携し、保護者と相談の上カウンセリング等を勧める。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

○学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回の点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しをPDCAサイクルによって実施する。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

- ・10月に中間の点検・見直しを実施し、年度末の反省の中で年間の点検・見直しを実施する。
- ・校内の状況に応じて、必要が生じたときはC（点検・見直し）を行い、A（具体策の立案・実施）につなげていく。